

府中第二小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ対策委員会

「府中第二小学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、その実効的な実施に向けて「いじめ対策委員会」を設置する。

【いじめの未然防止・早期発見】

<いじめの未然防止>

- ・いじめは絶対に許されないという雰囲気醸成
[いじめを行うこと、いじめを傍観することは悪いことを認識させる]
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動などの推進
- ・いじめ防止教育等校内研修の充実
- ・いじめに適切に対応できる教職員及び組織の資質向上
- ・インターネットを通じて行われるいじめ防止への指導の推進
- ・個人面談や学校通信などを通じた家庭との連携・協力体制

<いじめの早期発見>

- ・定期的なアンケート調査「ふれあい(いじめ防止強化)月間」や学校独自のいじめの実態把握
- ・児童、保護者がいじめを相談しやすい体制の整備
- ・職員会議等で教職員全体によるいじめに関する情報の共有
- ・管理職への報告・連絡・相談の確実な実施、いじめの認定

<その他>

- ・関係諸機関との密な連携(教育センター、子ども家庭支援センター、東京都児童相談センター、警察等)

【いじめの迅速な解消】

<早期対応>

- ・管理職の指示のもと、いじめ(疑いも含む)の現状、経緯、背景、児童の人間関係等の状況把握と継続的調査の実施
- ・特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- ・いじめられた児童や、いじめを知らせた児童の安全の確保
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる生活環境の確保
- ・毅然とした態度によるいじめた児童への指導
- ・いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えられるようにする指導
- ・保護者への支援・助言
- ・保護者会の開催などによる保護者との情報共有

<重大事態への対処>

- ・いじめられた生徒の安全の確保
- ・関係機関や専門家等への相談・連絡
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ・教育委員会への迅速な報告

いじめ対策委員会

<校長(委員長)、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、他>

2 拡大いじめ対策委員会 (重大事態発生し学校が必要と認めた場合に設置)

いじめにより、

- ① 児童に心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。または、
 - ② 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。
- と認めた校長が迅速に設置できるよう、予め本委員会を準備する。

- (1) いじめを受けた児童・生徒の保護・支援
- (2) いじめを受けた児童・生徒の保護者への連絡
- (3) 速やかな事実調査、教育委員会等への迅速な報告
- (4) いじめ解消計画の作成、実施、評価に基づいた修正
- (5) いじめを行った児童・生徒への指導、対応
- (6) いじめを行った児童・生徒の保護者への事実報告・解決への協力要請
- (7) 教育委員会・児童相談所・警察等 関係諸機関との連携
- (8) 教育委員会・区長の求めに応じた対応
(報告書・記録の作成、ヒアリングの実施、新たな調査の実施等) 等

構成員 いじめ対策委員会の構成員に加え、教育委員会職員(心理職、指導主事等)及び、校長が必要と認める者(学校関係者等)